

服務管理の不備

検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】
(特別休暇)
第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。
六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間

【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】
(特別休暇)
第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。
六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間

別表第5（第10条関係）

死亡した者	日数
父母、配偶者、子	7日
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日

(以下略)

【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）
第3章 休暇
4 特別休暇
○服喪
(留意点)
1. 承認にあたっては、週休日等を含む連続する期間内で、断続的取得も可能。

対象受検機関

福祉部
子ども家庭局

検出事項

特別休暇（服喪休暇）について、取得開始日から連続する期間が3日間を超えて承認しているものがあった。

職員	続柄	休暇承認日
A	配偶者の母	令和6年2月13日 令和6年2月15日 令和6年2月16日

是正を求める事項

措置の内容
検出事項について、服喪休暇の取消及び年次休暇の取得での対応を行った。 今回の検出事項の原因は、申請者及び承認者が特別休暇に関する制度について正しく認識・確認していなかったことによるものである。 再発防止に向け、所属職員に周知するとともに、以後特別休暇を申請及び承認する際には、規定の確認を徹底することとした。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月3日から同年7月1日まで）